

請願審査資料

23 年請願第 28 号

常設型住民投票条例の制定について

平成 27 年 1 月 26 日

総務企画局

(請願事項)

1. 常設型住民投票条例を制定すること。

1 住民投票制度について

(1) 住民投票制度の概要

① 現行の地方自治制度上の住民投票

種 類	根拠法	住民投票の実施に必要な措置	住民投票に必要な同意
議会の解散	地方自治法 76 条～79 条	有権者数の 1/3 以上の者の連署(※)	有効投票の過半数
議員・長の解職	地方自治法 80 条～85 条	有権者数の 1/3 以上の者の連署(※)	有効投票の過半数
地方自治特別法 〔一の地方公共団体のみ〕 に適用される特別法	憲法 95 条 地方自治法 261 条・262 条	国会の議決	有効投票の過半数
合併協議会設置協議 (議会が否決した場合)	市町村の合併の特例に関する法律 4 条・5 条	有権者数の 1/6 以上の者の連署	有効投票の過半数
特別区の設置	大都市地域における特別区の設置に関する法律 7 条・8 条	関係市町村・道府県議会の承認	有効投票の過半数

※ 有権者数が 40 万人を超える部分は 1/6 に、80 万人を超える部分は 1/8 に緩和

② 条例等に基づく住民投票

- ・地方公共団体では、①の住民投票のほか、地域の政策課題等について住民の意思を明確にするため、条例、要綱等を制定して住民投票が行われることがある。
- ・一般に、住民投票条例は、「常設型」と「個別設置型」に分類される。
 - ア 常設型 あらかじめ住民投票の要件、手続き等を定めた条例を制定しておいて、当該要件を満たすことによりいつでも住民投票を実施できるようにしたもの
 - イ 個別設置型 必要が生じた場合に、個別の案件ごとに住民投票の要件、手続き等を定めた条例を制定し、住民投票を実施するもの

③ 住民投票条例を制定する場合の論点

- | | |
|-------------|-------------|
| ア 住民投票の対象事項 | オ 住民投票の執行者 |
| イ 住民投票の発動要件 | カ 投票運動のルール |
| ウ 住民投票の実施時期 | キ 住民投票の成立要件 |
| エ 投票有資格者の範囲 | ク 住民投票の効果 |

(2) 国における住民投票制度の検討状況

① 第26次地方制度調査会答申（平成12年10月25日）

『地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申』

＜抜粋＞

第1 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方

1. 住民自治の更なる充実方策

(1) 住民投票制度

「住民投票を代表民主制の補完的な制度として構築できないか検討を行ったところであるが、その制度化に当たっては、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化についてはその成案を得るに至らなかった。これらの論点については、今後とも、引き続き検討することが必要である。」

② 第30次地方制度調査会答申（平成23年12月15日）

『地方自治法改正案に関する意見』＜抜粋＞

4 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度

「代表民主制を補完する制度の一つとして、住民投票制度を法制化し、投票によって示された住民の意思に地方公共団体が法的に拘束される制度の導入について途を開くことは、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるための有益な試みであると考えられる。」

「拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきである。」

(3) 他都市における住民投票（条例）の状況

① 住民投票条例の制定状況

区 分	都道府県	市町村
ア 市町村合併に係る住民投票についての条例	0	417
イ 市町村合併以外の個別の争点に係る条例	1	27
ウ 上記以外の条例（いわゆる常設型住民投票条例を含む。）	2	161
計	3	605

※ ウの条例の類型としては、住民投票条例等51件、自治基本条例等112件に大別される（典型的ないわゆる自治基本条例においては、条文の一つに、住民投票を実施できる旨の規定が設けられている。）。

（平成22年10月総務省自治行政局住民制度課調べ）

② 住民投票の実施状況

根拠	都道府県	市町村
法律（合併特例法）	0	53(53)
条例	1	400(378)
要綱，その他	0	14(14)
計	1	467(445)

※ 地方自治法に基づく解散・解職の投票は除く。

※ ()内は，うち市町村合併に係る住民投票の数

【合併以外の住民投票】

- ・産業廃棄物処分場設置についての住民投票
- ・原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの是非に関する住民投票
- ・可動堰建設計画の賛否を問う住民投票
- ・ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票
- ・牧場誘致による牛舎建設の是非を問う住民投票 等

(平成 22 年 10 月総務省自治行政局住民制度課調べ)

③ 指定都市の状況

- ・ 2 市（川崎市及び広島市）は，常設型住民投票条例を制定しているが，これまで住民投票を実施した事例はない。
- ・ 5 市（札幌市，新潟市，静岡市，北九州市及び熊本市）は，自治基本条例の中に，別に条例で定めるところにより住民投票を実施できる旨の根拠規定があるが，これまで条例は制定されず，住民投票を実施した事例はない。

2 請願事項についての考え方

- ・我が国の地方自治制度の基本は代表民主制であり，住民の選挙を通して選ばれた長や議会が，まず住民の意思を反映する役割を果たすことを前提としている。
- ・住民投票は，代表民主制を補完する制度の一つであり，住民自治の充実を図るという観点から意義を有するものと認識しているが，長や議会の本来の機能と責任との関係，民意を的確に反映させるための設問のあり方など制度上の問題点も指摘されている。
- ・常設型住民投票条例の制定については，住民投票制度に関する国の動向や他都市の状況なども踏まえて，慎重に対応する必要があると考える。